

◇養父市 構造改革特別区域計画変更認定申請 新旧対照表

下線で示すように変更する。

(1) 構造改革特別区域計画 (本体)

変更後	変更前
<p>1～3 略</p> <p>4 構造改革特別区域の特性 (1)～(5) 略</p> <p>(6) 地域特性 当市のA分類(1号)遊休農地(B)は、表1のとおり全国及び兵庫県に比べ、耕地面積(A)に占める割合が高く、荒廃農地調査及び利用状況調査においても、A分類(1号)遊休農地、B分類及び非農地判断をした農地の合計面積は、表2のとおり毎年増加している状況である。 また、農業経営体に占める認定農業者の割合は、表3のとおり全国及び兵庫県と比較して低く、基幹的農業従事者の平均年齢も、表4のとおり全国および兵庫県と比較して高い。 農業後継者の確保状況については、表5のとおり全国及び兵庫県に比べて低く、また、表6のとおり当市が独自に行ったアンケート調査においても「1. 後継者と一緒に住んでいると回答した8%」と「3. 現在は一緒に住んでいないが、将来は戻る予定であると回答した7%」を合計し、15%しか無い状況であり、後継者不足は明らかな結果となっている。 以上のことから、農業の担い手が著しく不足しており、遊休農地の面積も今後著しく増加するおそれがある。</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 構造改革特別区域の特性 (1)～(5) 略</p> <p>(6) 地域特性 当市のA分類(1号)遊休農地(B)は、表1のとおり全国及び兵庫県に比べ、耕地面積(A)に占める割合が高く、荒廃農地調査及び利用状況調査においても、A分類(1号)遊休農地、B分類及び非農地判断をした農地の合計面積は、表2のとおり毎年増加している状況である。 また、農業経営体に占める認定農業者の割合は、表3のとおり全国及び兵庫県と比較して低く、基幹的農業従事者の平均年齢も、表4のとおり全国および兵庫県と比較して高い。 農業後継者の確保状況については、表5のとおり全国及び兵庫県に比べて低く、また、表6のとおり当市が独自に行ったアンケート調査においても「1. 後継者と一緒に住んでいると回答した8%」と「3. 現在は一緒に住んでいないが、将来は戻る予定であると回答した7%」を合計し、15%しか無い状況であり、後継者不足は明らかな結果となっている。 以上のことから、農業の担い手が著しく不足しており、遊休農地の面積も今後著しく増加するおそれがある。</p>

<表1：耕地面積に占めるA分類（1号）遊休農地の割合 全国および兵庫県との比較>

（参照：令和6年遊休農地に関する措置の状況に関する調査、令和6年耕地面積及び耕地の拡張・かい廃面積調査（農林水産省））

	全国	兵庫県	養父市
耕地面積（A）	4,272,000ha	71,300ha	1,470ha
A分類（1号）遊休農地（B）	97,992ha	994ha	53.6ha
割合（B/A×100）	2.29%	1.39%	3.60%

<表2：遊休農地の推移 令和2年度～6年度>

（参照：荒廃農地調査および利用状況調査（農林水産省））

【単位：ha】

	R2	R3	R4	R5	R6
A1（緑区分）	—	30.72	21.49	32.8	23.16
A2（黄色区分）	—	29.33	21.62	26.29	30.51
A（合計）	31.51	60.05	43.11	59.09	53.67
B（再生困難）	190.47	26.00	26.72	38.85	41.52
非農地判断（単年）	1.09	152.94	16.51	—	19.34
非農地判断（過年）	1.25	2.34	155.28	171.79	171.79
総計	224.32	241.33	241.62	269.73	286.32

（従来の判定区分）

A分類	根・整地・区画整理・客土等により再生可能な農地
B分類	森林の様相を呈している等、農地として再生不可能な農地

<表1：耕地面積に占めるA分類（1号）遊休農地の割合 全国および兵庫県との比較>

（参照：令和4年遊休農地に関する措置の状況に関する調査、令和4年耕地面積及び耕地の拡張・かい廃面積調査（農林水産省））

	全国	兵庫県	養父市
耕地面積（A）	4,325,000ha	72,400ha	1,470ha
A分類（1号）遊休農地（B）	89,858ha	940ha	43.1ha
割合（B/A×100）	2.08%	1.30%	2.93%

<表2：遊休農地の推移 令和元年度～5年度>

（参照：荒廃農地調査および利用状況調査（農林水産省））

【単位：ha】

	R1	R2	R3	R4	R5
A1（緑区分）	—	—	30.72	21.49	32.8
A2（黄色区分）	—	—	29.33	21.62	26.29
A（合計）	32.07	31.51	60.05	43.11	59.09
B（再生困難）	186.65	190.47	26.00	26.72	38.85
非農地判断（単年）	1.25	1.09	152.94	16.51	—
非農地判断（過年）	—	1.25	2.34	155.28	171.79
総計	219.97	224.32	241.33	241.62	269.73

（従来の判定区分）

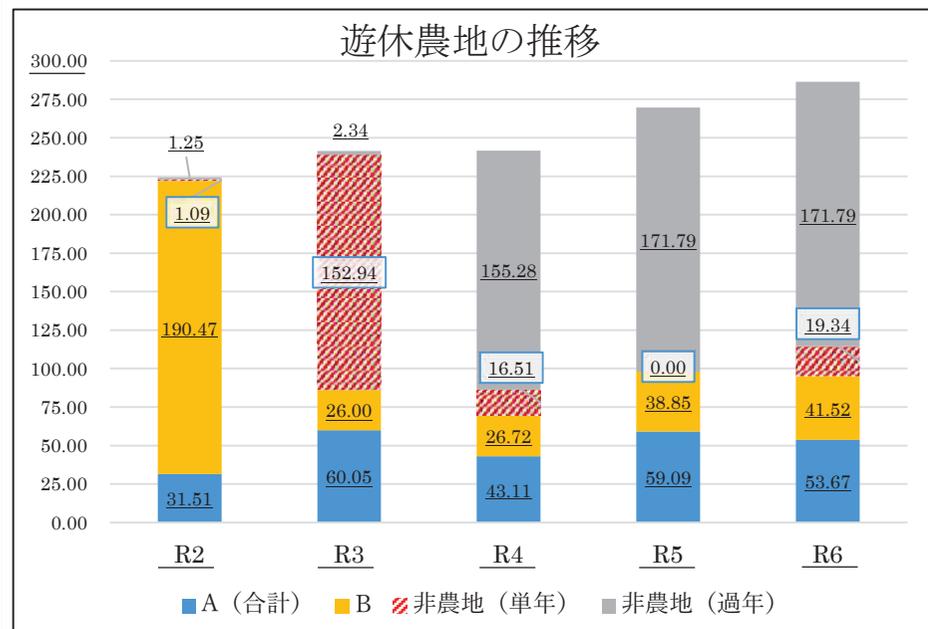
A分類	根・整地・区画整理・客土等により再生可能な農地
B分類	森林の様相を呈している等、農地として再生不可能な農地

(R 3 からの判定区分)

A 1 (緑区分)	人力等により草刈等を行うことで直ちに耕作可能となる農地
A 2 (黄区分)	重機と人力の併用や基盤整備の実施等があれば耕作可能な農地
B (再生困難)	林野化している等、農地への復元が困難なもの

非農地判断：森林の様相を呈している等、農地として再生不可能な農地として B 分類と判定された農地については、所有者等へ非農地通知書を発出し、農地台帳から削除する。

【図 1】

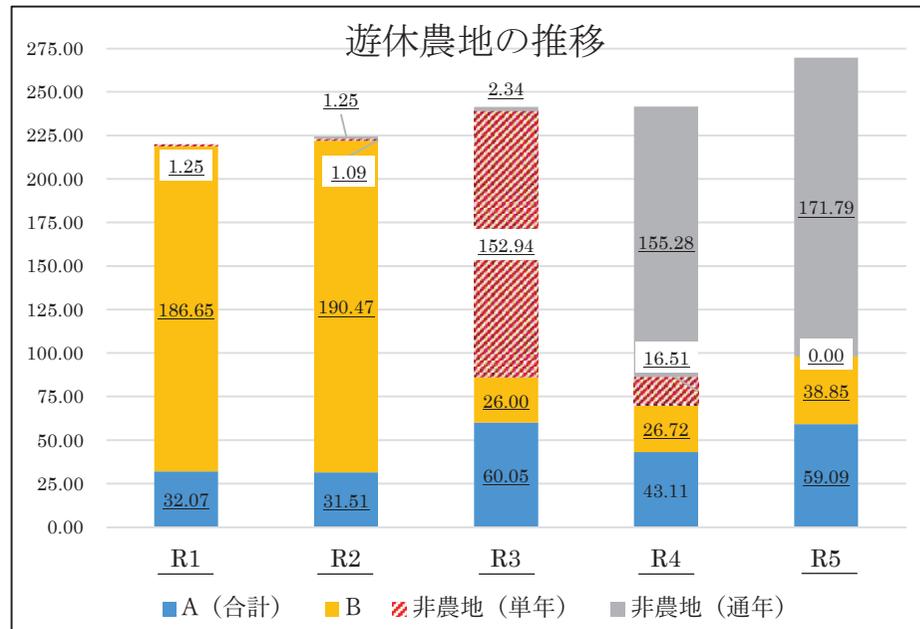


(R 3 からの判定区分)

A 1 (緑区分)	人力等により草刈等を行うことで直ちに耕作可能となる農地
A 2 (黄区分)	重機と人力の併用や基盤整備の実施等があれば耕作可能な農地
B (再生困難)	林野化している等、農地への復元が困難なもの

非農地判断：森林の様相を呈している等、農地として再生不可能な農地として B 分類と判定された農地については、所有者等へ非農地通知書を発出し、農地台帳から削除する。

【図 1】



(7) 略

#### 5 構造改革特別区域計画の意義

本市では国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法に基づく指定地域において「法人農地取得事業」の取組を進めてきた。これまで8社（うち2社は撤退）が農地を取得し、それぞれ地域農業の重要な担い手として活躍しており、耕作放棄地の増大、高齢化等に伴う担い手の減少など地域課題の解決に一定の効果을 上げている。また、地域との信頼関係を築くことで「農地を手放したい」意向を持つ地権者から次々に相談を受けていることを鑑みても、今後の地域農業において大きな期待を背負った重要な取組といえる。そのため、本計画が実施されることにより、本市において企業の農業参入がさらに促進され、多様な担い手の確保、地域と連携した農地の流動化の促進による耕作放棄地の解消等の問題に大きな効果をもたらすことが期待される。

また、本計画は全ての人の生活の根幹を成す「食」と「農」に対する中山間地域からの積極的なチャレンジでもある。条件不利地である中山間地域での農業・農村の有する多面的機能の維持に資する取組として、行政、市民、企業が一体となり「めぐみ」を守る取組を進めることが、本市にとって必要である。

以上のことから、企業の創意工夫により持続可能な農業が見いだされ、地域と協働してその実現に向けた取組を進めるとともに、地域の多様な農業の担い手が、効率的・先進的な生産や、農業者自らも農畜産物の利用拡大を目的とした6次産業化に積極的に取り組むことで、農地の効率的利用やスマート農業の推進、生産の拡大が図られ、中山間地域における産業の競争力の強化及び経済活動拠点の形成に相当程度寄与すると考えられ、本計画の意義は極めて大きい。

(7) 略

#### 5 構造改革特別区域計画の意義

本市では特区法に基づく指定地域において「法人農地取得事業」の取組を進めてきた。これまで7社（うち1社は撤退）が農地を取得し、それぞれ地域農業の重要な担い手として活躍しており、耕作放棄地の増大、高齢化等に伴う担い手の減少など地域課題の解決に一定の効果을 上げている。また、地域との信頼関係を築くことで「農地を手放したい」意向を持つ地権者から次々に相談を受けていることを鑑みても、今後の地域農業において大きな期待を背負った重要な取組といえる。そのため、本計画が実施されることにより、本市において企業の農業参入がさらに促進され、多様な担い手の確保、地域と連携した農地の流動化の促進による耕作放棄地の解消等の問題に大きな効果をもたらすことが期待される。

また、本計画は全ての人の生活の根幹を成す「食」と「農」に対する中山間地域からの積極的なチャレンジでもある。条件不利地である中山間地域での農業・農村の有する多面的機能の維持に資する取組として、行政、市民、企業が一体となり「めぐみ」を守る取組を進めることが、本市にとって必要である。

以上のことから、企業の創意工夫により持続可能な農業が見いだされ、地域と協働してその実現に向けた取組を進めるとともに、地域の多様な農業の担い手が、効率的・先進的な生産や、農業者自らも農畜産物の利用拡大を目的とした6次産業化に積極的に取り組むことで、農地の効率的利用やスマート農業の推進、生産の拡大が図られ、中山間地域における産業の競争力の強化及び経済活動拠点の形成に相当程度寄与すると考えられ、本計画の意義は極めて大きい。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

これまでも詳述したとおり、担い手の減少、基幹的農業事業者の高齢化による後継者不足等に起因する遊休農地、耕作放棄地の増大は喫緊の課題である。企業による農業参入の促進はこれらの課題の解決策のひとつとして、市内で大きな成果を上げていると認識している。国立大学法人神戸大学経済学研究科による国家戦略特区の効果検証研究において、長期間にわたり減少傾向にあった就業者、耕地面積の減少の緩和、実質課税対象所得について上昇に転じるほどのプラスの効果があったとの報告が何よりの証左である。

また、企業が取得した農地は企業の資本力による長期的目線での投資が可能となる。土壌改良等への取組により反収や効率性の向上が図られ、さらなる農地の引き受けや経営改善につながると推察される。

このように、新たな担い手である企業への承継によって農地の永続的な利用が図られ、地域の基幹産業たる農業を守り、景観の維持や地域力の底上げにつながる事が期待できる。

株式会社Amnak

当該特例措置の活用事業者は、今回新規取得を予定している農地をこれまでも農地中間管理事業を活用してリースしており、取得後も引き続き当該農地で水稲を栽培する。今回の取得予定農地の地権者は、相続により当該農地を取得したが市外に居住しており、農業をする意向もないため、売却を希望していることから、地権者との間で築かれた良好な関係から購入を決定した。当該農地の地権者は不在村地主であり、将来的な所有者不明農地や遊休農地となることを未然に防ぐ社会的効果が生み出されている。また、農地の所有面積を増やすことで、確実な経営農地を確保し、企業の資本力による長期的目線での投資が

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

これまでも詳述したとおり、担い手の減少、基幹的農業事業者の高齢化による後継者不足等に起因する遊休農地、耕作放棄地の増大は喫緊の課題である。企業による農業参入の促進はこれらの課題の解決策のひとつとして、市内で大きな成果を上げていると認識している。国立大学法人神戸大学経済学研究科による国家戦略特区の効果検証研究において、長期間にわたり減少傾向にあった就業者、耕地面積の減少の緩和、実質課税対象所得について上昇に転じるほどのプラスの効果があったとの報告が何よりの証左である。

また、企業が取得した農地は企業の資本力による長期的目線での投資が可能となる。土壌改良等への取組により反収や効率性の向上が図られ、さらなる農地の引き受けや経営改善につながると推察される。

このように、新たな担い手である企業への承継によって農地の永続的な利用が図られ、地域の基幹産業たる農業を守り、景観の維持や地域力の底上げにつながる事が期待できる。

① 株式会社Amnak

当該特例措置の活用予定事業者は、これまでも取得予定農地において農地中間管理事業を活用しリースしている農地であり、取得後も引き続き水稲、ピーマンを栽培する。今回の取得予定農地の地権者は、高齢でかつ後継者不在のため、売却を希望していることから、地権者との間で築かれた良好な関係から購入を決定した。当該農地が所有者不在となることを未然に防ぐ社会的効果が生み出されている。また、農地の所有面積を増やすことで、確実な経営農地を確保し、企業の資本力による長期的目線での投資が促進され、地域の担い手として長期的・安定的な経営を持続することが見込まれる。

促進され、地域の担い手として長期的・安定的な経営を持続することが見込まれる。

令和7年2月に取得した農地で栽培するピーマンは「たじまピーマン」と呼ばれ、「養父市 人と環境にやさしい農業ビジョン」(2023年6月策定)において、本市の特産物として位置づけている。しかし、同ビジョンでは、本市における「たじまピーマン」の生産者は水稲と比較するとまだまだ少数であり、本市農産物のブランド力を育てていく必要がある、としている。このような課題のある中で、当該地域において、所有権のもつ全面的機能(例えば、自己所有により収量の増加や災害防止のための農地の各種改良を積極的に行うことができる等)を活用しながら、引き続き地域に根差した事業展開を行うことは、区域内における「たじまピーマン」のさらなる生産基盤の強化や区域内外におけるブランド力向上の一端を担い、収量の増加(約5,000 kg)や単価の上昇を通じた区域内の販売額増加(現状1 kgあたり約400円、合計約2,000,000円)といった経済的効果に寄与することが見込まれる。

【参考】

	平成28年11月	令和5年2月	令和7年2月	新規取得分
取得面積	6,466 m <sup>2</sup>	1,459 m <sup>2</sup>	4,733 m <sup>2</sup>	1,406 m <sup>2</sup>
累計面積	6,466 m <sup>2</sup>	7,925 m <sup>2</sup>	12,658 m <sup>2</sup>	14,064 m <sup>2</sup>

取得予定農地で栽培するピーマンは「たじまピーマン」と呼ばれ、「養父市 人と環境にやさしい農業ビジョン」(2023年6月策定)において、本市の特産物として位置づけている。しかし、同ビジョンでは、本市における「たじまピーマン」の生産者は水稲と比較するとまだまだ少数であり、本市農産物のブランド力を育てていく必要がある、としている。このような課題のある中で、当該地域において、所有権のもつ全面的機能(例えば、自己所有により収量の増加や災害防止のための農地の各種改良を積極的に行うことができる等)を活用しながら、引き続き地域に根差した事業展開を行うことは、区域内における「たじまピーマン」のさらなる生産基盤の強化や区域内外におけるブランド力向上の一端を担い、収量の増加や単価の上昇を通じた区域内の販売額増加といった経済的効果に寄与することが見込まれる。

【参考】

	平成28年11月	令和5年2月	新規取得分
取得面積	6,466 m <sup>2</sup>	1,459 m <sup>2</sup>	4,733 m <sup>2</sup>
累計面積	6,466 m <sup>2</sup>	7,925 m <sup>2</sup>	12,658 m <sup>2</sup>

(2) 構造改革特別区域計画 (別紙)

変更後	変更前
<p>1 略</p> <p>2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 株式会社 Amnak</p> <p>3 略</p> <p>4. 特定事業の内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事業が行われる所在地、面積</p> <p>① 所在地：養父市建屋字宮地 369 番 3 他 6 筆 別紙位置図①の通り 面積：合計面積 4,733 m<sup>2</sup></p> <p>② <u>所在地：養父市森字三寸 874 番 1 1 筆 別紙位置図②の通り</u> <u>面積：1,406 m<sup>2</sup></u></p> <p>(3) 営農作物</p> <p>① 水稲 栽培面積：3,892 m<sup>2</sup> 作物：飼料用米 1,800 kg 野菜 栽培面積：841 m<sup>2</sup> 作物：ピーマン 5,000 kg</p> <p>② <u>水稲 栽培面積：1,406 m<sup>2</sup> 作物：主食用米 560 kg</u></p> <p>(4) 農地所有者との調整状況</p> <p>① 地目「田」の農地面積 3,892 m<sup>2</sup> 452,550 円 (10a あたり約 <u>116</u> 千円) で農地所有者合意 地目「畑」の農地面積 841 m<sup>2</sup> 98,000 円 (10a あたり約 <u>116</u> 千円)</p>	<p>1 略</p> <p>2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 ① 株式会社 Amnak</p> <p>3 略</p> <p>4. 特定事業の内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事業が行われる所在地、面積</p> <p>① 所在地：養父市建屋字宮地 369 番 3 他 6 筆 別紙位置図の通り 面積：合計面積 4,733 m<sup>2</sup></p> <p>(3) 営農作物</p> <p>① <u>ア</u> 水稲 栽培面積：3,892 m<sup>2</sup> 作物：飼料用米 1,800 kg <u>イ</u> 野菜 栽培面積：841 m<sup>2</sup> 作物：ピーマン 5,000 kg</p> <p>(4) 農地所有者との調整状況</p> <p>① 地目「田」の農地面積 3,892 m<sup>2</sup> 452,550 円 (10a あたり約 <u>11.6</u> 千円) で農地所有者合意 地目「畑」の農地面積 841 m<sup>2</sup> 98,000 円 (10a あたり約 <u>11.6</u> 千円)</p>

円)で農地所有者合意

② 地目「田」の農地面積 1,406 m<sup>2</sup> 140,000 円 (10a あたり約 100 千円)  
で農地所有者合意

(5) 農地等の所有権を取得することが農業経営を行うために必要な理由

事業者は、当該地区の農地で水稻・野菜を生産している。当該農地を取得することで所有権のもつ全面的機能 (例えば、自己所有により収量の増加や災害防止のための農地の各種改良を積極的に行うことができる等) を活用しながら、引き続き長期的・安定的な経営農地を確保し、地域に根差した事業展開を行う。

また、当該土地の地権者は、これまでも事業者ヘリースをしていたが、高齢かつ後継者不在であることや市外に居住し農業をする意向がないことを理由に、売却を希望している。

(6) 営農しようとする地域との調整状況について

事業者は、平成 27 年に養父市国家戦略特区の指定を契機に養父市建屋地域に農業参入を行い、平成 28 年及び令和 5 年には「法人農地取得事業」を活用し、農地を取得している。また、令和 6 年 8 月には本特定事業の認定を受け、令和 7 年 2 月に追加で農地を取得している。これらの状況により、地域の習慣等による事業者が担うべき役割 (農地の共同作業等) 及び水利調整等に関する地域との協力関係は構築されている。

建屋地区、能座地区、森地区においては令和 7 年 3 月に地域計画を策定し、事業者は地域内の農業を担う者一覧 (目標地図に位置づける者) に位置付けられている。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において農地を取得

円)で農地所有者合意

(5) 農地等の所有権を取得することが農業経営を行うために必要な理由

① 事業者は、当該地区の農地で水稻・野菜を生産している。所有権のもつ全面的機能 (例えば、自己所有により収量の増加や災害防止のための農地の各種改良を積極的に行うことができる等) を活用しながら、引き続き長期的・安定的な経営農地を確保し、地域に根差した事業展開を行う。

また、当該土地の地権者は高齢で後継者不在のため、売却を希望している。

(6) 営農しようとする地域との調整状況について

① 事業者は、平成 27 年に養父市国家戦略特区の指定を契機に養父市建屋地域に農業参入を行い、平成 28 年には「法人農地取得事業」を活用し、農地を取得している。令和 5 年にも追加で農地を取得している。これらの状況により、地域の習慣等による事業者が担うべき役割 (農地の共同作業等) 及び水利調整等に関する地域との協力関係は構築されている。

建屋地区、能座地区においては現時点で地域計画は策定されていない (令和 6 年 12 月末策定見込み) が、今後、策定時には地域内の農業を担う者一覧 (目標地図に位置づける者) に位置付けられる見込みである。

5. 当該規制の特例措置の内容

① 当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において農地を取得

し、当該農地で水稻、野菜生産を行う。これにより、担い手である企業への承継によって農地の永続的な利用が図られ、地域の基幹産業たる農業を守り、景観の維持や地域力の底上げにつながる。

し、当該農地で水稻、野菜生産を行う。これにより、担い手である企業への承継によって農地の永続的な利用が図られ、地域の基幹産業たる農業を守り、景観の維持や地域力の底上げにつながる。